

弊所受任事件に関するご関係者様へ

令和7年8月8日

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-3-21

八重洲セントラルビル5階

弁護士法人日本橋さくら法律事務所

弁護士 上野 晃



1. はじめに

平素より大変お世話になっております。

この度、弊所（弁護士法人）及び当職は、令和7年8月7日付で東京弁護士会から業務停止1月の処分を下されました。

処分の理由ですが、令和元年9月頃から同年12月頃にかけて、弊所受任事件のご依頼者様をご紹介の上、事務作業の協力をいただいた法人に対し、弊所が業務の対価を支払った3案件（いずれも相続関連事件）について、紹介料の支払いと評価され、弁護士職務基本規程第13条第1項に反すると認定されたことによります。なお、東京弁護士会懲戒委員会でも認定されておりますが、既に弊所と上記法人との関係は絶たれております。

当該理由の内容は、当然ながら刑事事件に発展するものではございませんが、弊所としては、そもそも処分の理由となる事実は存在しないと認識しておりますため、日弁連に異議申立てを行う予定です。

しかしながら、異議申立てをした場合でも、業務停止処分の効力が発生する点是不会変わらないため、弊所は、令和7年9月6日まで事件処理をすることが出来ない状況となりました。

大変恐縮ですが、業務停止の期間中、ご関係者様から弊所への書面発送及びメール・FAX文書の送信は、弁護士会の規則上、禁止されます（ただし、ご依頼者様への事情説明・引継業務として、弊所から上記方法によりご連絡差し上げる場合がございます。その場合は、ご返信等をいただくことに問題ございませんが、事件処理に関する助言等は一切出来ないため、その点ご承知おきください。）。

また、上記期間中、裁判所や事件の相手方からご依頼者様（建物明渡請求事件については管理会社様・保証会社様）へ直接連絡がいく場合があることについて、ご承知おきください。

2. 現在受任している事件につきまして

原則として辞任することになりますが、例外的に、ご依頼者様から真摯な同意をいただいた場合は、委任契約を継続することができます。

今後、各ご依頼者様へ、委任意思継続に関する確認文書を順次発送いたします。ご依頼者様におかれましては、お手元に届き次第、内容ご確認の上、弊所まで書面の返送をもってご回答いただければ幸甚に存じます（同意をいただいた場合、令和7年9月7日以降、弊所にて改めて事件処理をいたします。）。

委任継続の意思確認については、弁護士会へ報告しなければならない関係上、回答については期限を設けさせていただき、期限までに書面の返送が確認できない場合、大変恐縮ですが、委任継続を希望されないものとして、終了の手續を採らせていただきます。

この度は、大変ご迷惑おかけいたしますことを、重ねて心よりお詫び申し上げます。

以 上